

新規者用 (実績者の方は、「実績者用」を御覧ください。)

(お知らせ)
**2020年度「皮革及び革靴の関税割当て」
申請等における注意点について**

令和2年3月9日
経済産業省貿易経済協力局
貿易審査課

【申請者（新規者）の皆様へ】

新規者（※）の方（過去2年間において申請のない方等）は、最寄りの申請窓口までお越しく下さい（郵送申請はありません）。

4月の年度枠の申請受付日の初日（4月3日）や各申請日の午前の受付時間帯が混雑し、お待ちいただく時間が長くなっております（次の受付日の4月6日 午後の時間帯は、比較して混雑しない傾向があります。）。

各割当てにおける申請は、各受付期間・時間帯のうちで、すべて同着とみなします。4月の年度枠の受付期間は2日間あります。また、6月、9月の保留枠への申請を御検討いただくなど混雑緩和への御協力をお願いします。

新型コロナウイルス等が流行しています。感染拡大の予防のため、申請受付会場においては、咳エチケットの徹底など、感染拡大防止の励行をお願いいたします。

また、風邪のような症状がある場合には、来場を控えていただくようお願いいたします。

なお、不足資料等がある場合には、申請を認めることができませんので、十分に御注意をしてください。（提出書類については、別添のチェックシートにより事前に御確認ください。）

御協力のほどお願い申し上げます。

(※) 新規者の申請要件について

申請日前1年間に、二通関以上「自ら輸入」した貨物の輸入申告価格（CIF建て）の合計額が50万円以上又は一通関100万円以上となる実績を有する者（過去2年間に新規者として再割当てによる証明書の発給を受け、輸入通関した実績を有する者を含む。）

その他の要件は、「Ⅱ. 主な注意点」の「1. 申請者の要件」について、「2. 要件を満たさない申請者」をご確認ください。

1. 2020年度の「皮革及び革靴の関税割当て」については、令和2年3月9日付け関税割当て公表第2号「2020年度の皮革及び革靴の関税割当てについて」（以下「公表」という。）及び関税割当て注意事項第2号「2020年度の関税割当て申請書及び関税割当て証明書の取扱い等について」（以下「注意事項」という。）のとおり行います。2020年度の皮革及び革靴の関税割当ての申請を希望される方は、これらをよく読んだ上で申請ください。

なお、2020年度の本関税割当て制度は、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

【注】関税割当制度に関する政令第3条に基づき、税関長により証明書の提出が猶予される場合がありますが、これも関連法案の成立及び施行以後に輸入申告された貨物に対して有効となりますので、その旨御留意ください。

2. 申請受付窓口では、申請者の本人確認を行った上、申請書類の記載内容等を確認し、必要に応じ質問をいたします。申請書類に不備・不足等がある場合、申請を認めません。申請にあたっては、事前に十分に御確認の上、内容を正確に理解し、申請内容の御説明が可能な方が窓口にお越しください（例年、フリガナ等の未記載が散見されますが、その場合も申請を認めませんので御留意ください。）。なお、申請を受け付けた場合であっても書類審査の結果、不適格と判断された場合は関税割当証明書（以下「証明書」という。）を発給いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

御提出前に、再度、申請書類の記載事項に誤りが無いか必ず確認してください。

また、新規者におかれては、委任状により第三者に委任する代理申請はできません。御注意ください。

申請数量は、事業計画に基づいた適切な数量としてください（公表第7の1）。

【注1】事業計画に基づかない数量を申請する方が見受けられます。申請時に「実態とかけ離れた申請数量」と判断された場合、事業計画（年間輸入予定数量等）を別途提示していただき、不適切な数量と判断される場合は申請数量を変更していただくことがあります（また、割当ての数量の算出方法については、公表第8の1の（1）②新規者を参照。）。

【注2】日欧経済連携協定等に基づくEPA税率等で輸入予定の数量は、申請数量から除いてください。

3. 申請は、経済産業省本省（霞ヶ関）、各地域の経済産業局、通商事務所で受け付けます（申請窓口は、本省（霞ヶ関）のみでなく、各地域の窓口を御利用いただけます）。各申請窓口の所在地等は、「関税割当公表第4 申請窓口」（P.3~4）に掲載していますので、御確認の上、お越しください。

【注1】経済産業省本省（霞ヶ関）における年度枠の申請場所は、本館地下2階講堂です（入口は本館のみです。本館の入口以外からは入館できません。）。

【注2】申請窓口への来場には、公共交通機関を御利用ください。

4. 各種様式は、経済産業省のウェブサイト（関税割当サイト、下記URL）からダウンロードし、御使用ください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_2_2020.html

5. 2020年度公表及び注意事項の主な注意点等はおりのとおりです。詳細については、経済産業省のウェブサイト（関税割当サイト）を御覧ください。これら内容等に不明な点がある場合には、「各申請窓口」（公表第4参照）にお尋ねください。

I. 申請受付の日程（公表第3の1）

2020年度の申請受付は、次の日程で行います。申請窓口（公表第4参照）等に変更が生じた場合には、関税割当サイトにてお知らせしますので、来場の際には、事前に同サイトを御確認ください。

年度枠	4月3日（金）、6日（月）
保留枠	6月2日（火）、9月29日（火）、 （注：年度枠又は再割当の証明書の発給を受けた方は、保留枠に申請できません。）
再割当て	6月2日（火）、7月21日（火）、9月29日（火）、11月24日（火）、 2021年1月12日（火）、2月24日（水） （注：一定数量に達しない場合は、申請受付を行いません。）

【注】年度枠の申請受付は、すべての申請を同着として取り扱っており、いずれの申請日に申請しても割当結果に相違はありません。受付時間は、各受付日とも午前10時から午前11時45分まで、及び午後2時から午後4時までです。

次年度に実績者として申請するためには、年度枠又は保留枠を取得・使用する必要があります。

II. 主な注意点

- 公表及び注意事項には、関税割当ての申請手続、申請者の義務などの重要事項を記載していますので、**必ず公表及び注意事項をよくお読みください。**
- これらの手続や義務を怠った場合には、当該年度に発給した証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求め、さらに、その事実が判明した日からその属する年度の翌々年度の末日まで、申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあります。

1. 「申請者の要件」について（公表第5参照）

公表に基づき証明書の発給を受けることができる者は、次の（1）及び（2）の要件を満たさなければなりません。

（1）公表に掲げる皮革又は革靴の事業を申請日の属する月の6か月以前から行っている法人又は個人事業者で、自己の営業のために「自ら輸入」しようとする者

- ・ 申請の6か月以内に税務署へ「個人事業の開（廃）業等届出書」を提出した個人事業者、法人の事業目的の追加登記をした法人は、申請要件を満たしません。
- ・ 申請要件を満たす時期の確認は、法人の場合には、会社の登記日又は事業目的の追加変更登記日、個人事業者の場合には、税務署の「個人事業の開（廃）業等届出書」の受理日で確認します。

なお、2019年度に「再割当」証明書のみを新規者として発給を受けた者は、2020年度申請では、「実績者」でなく「新規者」と同じ扱いになります。

【参考】各申請と申請者の事業開始時期との関係

- 4月「年度枠」申請：2019年10月31日までに開業し、事業を行っていること
6月「保留枠」申請：2019年12月31日までに開業し、事業を行っていること
10月「保留枠」申請：2020年4月30日までに開業し、事業を行っていること

(2) 申請日前1年間に、二通関以上で「自ら輸入」した貨物（皮革及び革靴に限らず、貨物名を問わない）の輸入申告価格の合計額が50万円以上又は一通関100万円以上となる実績を有する者

- ・ 輸入契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名において行ったことが確認できなければ、「自ら輸入」した行為とはみなされません。

2. 要件を満たさない申請者（公表第5の4及び第18の1参照）

次に該当する場合は、申請できません。

- ①他者へ証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人
- ②他者へ証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人の代表権者が、個人事業者として申請する場合
- ③個人事業者が法人に名義変更（法人成り）をした当該法人の代表権者が、再度個人事業者として申請する場合
- ④他の申請者等との間で支配関係にある法人
- ⑤個人事業者が申請する場合であって、同一住所で別の法人又は個人事業者が申請している場合

3. 身分確認について（公表第18の3参照）

申請時等には、本人確認のため、次の①から⑨までの書類（住所及び氏名等が記載されているものに限る。）のいずれか一つの提示を求めます。

- ①社員証、②各種健康保険証、③運転免許証、④各種年金手帳、⑤各種福祉手帳、⑥住民基本台帳カード（写真入りのものに限る。）、⑦外国人登録証明書又は在留カード、⑧旅券（パスポート）、⑨個人番号カード

ただし、社名が確認できる①又は②がない場合は従業員証明書（注意事項様式第4に限る。日付の記載がない従業員証明書による申請は認められません。）の提出とともに③から⑨までの書類の提示を求めます。

【注1】名刺での身分確認は認められません。

【注2】新規者の場合、**代理申請はできません。**

4. 提出書類について（公表第6参照）

申請者や申請時期によって、提出書類が異なりますので、公表第6で御確認ください。

※申請に使用する各種様式は、省令、公表及び注意事項で定める様式を御使用ください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_2_2020.html

5. 証明書の返納について (公表第15参照)

年度途中で証明書の割当数量を全て使用した場合など**証明書を使用しなくなった時は、その事実の発生した日から1か月以内に**(2020年度証明書で期間延長が承認された証明書は、2021年度「年度枠」証明書受領日まで)、発給窓口に関係書類を添えて**証明書を返納しなければなりません。**

返納しない場合には、次年度以降の申請要件を欠くことになります。

また、例年4月の年度枠申請時において前年度証明書の返納が重なるため、受付会場が混雑します。返納業務を分散し、受付会場での待ち時間の軽減を図る観点からも、**早期返納**をお願いいたします。

「返納確認書」に全ての輸入許可通知書等の写しを添付する必要があります。添付されていない場合には、当該通関数量は、後年度の実績算定数量及び消化率の算出の際に、輸入通関数量の実績とみなしません(公表第15の4参照)。

なお、初回通関及びそれ以降の通関が有償となる通関までが無償の場合、有償となる通関までの全ての通関分について無償であることを証する書類を提出するとともに、初回となる有償通関分の代金決済を行ったことを証する書類を提出してください。

また、事後審査(公表18の8)において、必要に応じ輸入通関に係る関係書類の写しの提出を求めることがあります。

6. 内容変更について (注意事項3及び4参照)

法人の名称、代表権者、個人事業者の氏名、その他住所、電話番号に変更があった場合は、変更後、速やかに内容変更申請書又は届出書を提出しなければなりません。

また、証明書の名義変更は、注意事項に定める場合に限り申請することができますが、その承認は、提出された書類から判断して、正当な手続を経て適法に行われていることが確認できる場合に限り行います。

なお、**手続を行わずに通関を実施した場合は、手続違反に問われることがあります**(公表第11参照)。

7. 証明書の有効期間延長について (注意事項1参照)

証明書の有効期間延長(有効期間満了日の翌日から30日を超えない範囲)は、申請時までに一輸入通関以上使用している者に限ります。ただし、第6回再割当申請により取得した証明書を除きます。

なお、有効期間延長申請時の提出書類に、有効期間内に割当物品を輸入通関できなくなったことを証明する書面(※)を提出するとなっておりますが、本書面には日本到着予定日が明記されていることが必要です。

【注】例：割当物品の船積み遅延を連絡する輸出者からの通信文であって、日本到着予定日が明記されていること。

8. 証明書の無効、要件を満たさない申請者について (公表第11参照)

他人の証明書を使用した者又は証明書を他人に使用させた者並びに下記に掲げる者に対しては、当該年度に発給した証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求め、さらにその事実が判明した日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあります。

- (1) 関税割当てに関する各種申請のときに、発給の可否を判断するに必要なかつ重要な事実を告げなかった者若しくは真実でないことを告げた者又は提出すべき書類の提出を怠った者
- (2) 当該年度に発給した証明書について割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」を行っている事実を提出すべき書類により証明できない者
- (3) 当該年度に発給した証明書に記載された事項の変更が生じたときに、提出すべき書類の提出を怠った者

9. 事後審査について (公表第18の8参照)

経済産業省は、公正かつ公平な関税割当制度を維持するため、公表の施行に必要な限度において、割り当てた関税割当について、証明書の発給後に事後審査を行います。事後審査に当たり、経済産業省が必要と認める場合には、関税割当を割り当てられた者の同意又は協力の下、申請案件に関連する書類・帳簿、その他のデータの提出及び説明を求め、更に必要があると認められる場合には実地調査を行うことがあります。

事後審査等の結果、自ら輸入した事実が確認できないなど**公表の定める申請要件に反することが判明した場合には、申請要件を満たさない申請者として扱い、証明書を無効とするなどの措置をとることがあります。**

また、事後審査における経済産業省の申請者への照会等に対し、照会事項等が確認できない場合は、翌年度の申請に際し、申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあります。

●申請窓口

※4月の年度枠申請について

新規者は、申請窓口にお越してください。代理申請はできませんので御注意ください。

申請窓口	所在地	年度枠の申請場所
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省本館14階 電話：03-3501-1511（代） FAX：03-3501-0997	経済産業省本館 地下2階講堂
同 北海道経済産業局 総務企画部 国際課	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎5階 電話：011-709-2311（代） FAX：011-709-1798	
同 東北経済産業局 総務企画部 国際課	宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階 電話：022-263-1111（代） FAX：022-261-7390	
同 関東経済産業局 東京通商事務所 総務課	東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎3階 電話：03-5842-7071（代） FAX：03-5689-7841	湯島地方合同庁舎1階共用会 議室
同 関東経済産業局 横浜通商事務所 業務課	神奈川県横浜市中区日本大通11番地 横浜情報文化センター10階 電話：045-212-1105 FAX：045-201-7156	
同 中部経済産業局 地域経済部 国際課	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番2号 電話：052-951-4091 FAX：052-961-7829	中部経済産業局1階 特別会議室
同 近畿経済産業局 通商部 通商課	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館2階 電話：06-6966-6034 FAX：06-6966-6088	大阪合同庁舎1号館第2別館 3階ミーティングルームB
同 近畿経済産業局 神戸通商事務所 総務課	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎5階 電話：078-393-2682 FAX：078-393-2685	神戸地方合同庁舎1階 第4会議室
同 中国経済産業局 産業部 国際課	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館3階 電話：082-224-5659 FAX：082-224-5642	広島合同庁舎2号館 2階 第2会議室

同 四国経済産業局 産業部 国際課	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎7階 電話：087-811-8525 FAX：087-811-8565	四国経済産業局602会議室 (高松サンポート合同庁舎北館6階) 【新規者の方へ】 四国経済産業局にお越しになる予定の新規者の方は、事前に左記の連絡先まで御連絡ください。
同 九州経済産業局 国際部 国際課	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館7階 電話：092-482-5425 FAX：092-482-5321	福岡合同庁舎 本館6階 第2、3会議室
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館9階 電話：098-866-0031 (代) FAX：098-860-3710	

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

新規者用		2020年度申請書類確認チェックシート【申請前の御確認用】	
<p>申請に必要な書類について、申請窓口にお越しになる前に、下記の書類について御確認ください。 なお、本シートは、受付当日に配布し、改めて記載をお願いする場合がありますので、御了承のほどお願いします。</p>			
<p>※該当する「チェック欄□」にチェックを入れ、申請書とともに提出してください。また、経済産業省の担当者から問合せする場合がありますので、本シートの副本及び申請書類一式の副本をお手元に保管してください。</p>			
<p>※申請する革靴・牛染め・牛その他・羊やぎ(割当物品毎に)毎に作成してください。 ※提出書類が全て揃っていない場合は受け付けられません。このリストにより不足書類がないか御確認の上お越しください。</p>			
<p><注>証明書の使用に関する注意事項: ・証明書は、割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」しようとする者に発給されるものです。証明書発給後に、他者に使用させる等の「自ら輸入」していない事実が判明した場合は、証明書を発給時に遡って無効とし、返納を求めることがあり、後年度の割当申請ができないなど、何らかのペナルティが課される場合があります。</p>			
割当物品名 (いずれかに○)	・革靴 ・牛染め ・牛その他 ・羊やぎ		
(フリガナ)	(フリガナ) 代表者氏名		
申請者名 ・法人の場合は会社名 ・個人の場合は本人氏名	氏名 (仮)		
本日、申請書を持参された方の氏名	申請者との関係	<input type="checkbox"/> 法人代表者 <input type="checkbox"/> 法人社員 <input type="checkbox"/> 個人本人	
過去の関税割当証明書取得状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(年度)		
本人確認 (いずれか1つに○を付けてください。) ※名刺不可			
<input type="checkbox"/> 法人(代表権者)	・運転免許証 ・各種健康保険証 ・各種年金手帳 ・各種福祉手帳 ・住民基本台帳カード(写真入りのものに限る)		
<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> (未成年)	・外国人登録証明書又は在留カード ・旅券(パスポート) ・個人番号カード		
<input type="checkbox"/> 法人(代表権者以外)	・社員証(又は代表権者が提出日前1ヶ月以内に発行した従業員である旨を証する書類[注意事項様式第4]+本人確認書類) ・各種健康保険証(社名が確認できるものに限る)		
申請者用			
以下の申請書類があり、設問どおりであれば左欄の □ にチェックを入れてください。		審査官用	
		法人	個人
【共通】	関税割当申請書【省令様式第1】 [正本1通]		
	<input type="checkbox"/> 申請数量は輸入計画に基づくものか		
	<input type="checkbox"/> ○日EU・経済連携協定等(EPA・FTA等)で輸入(予定)数量を除いた申請数量となっているか		
	<input type="checkbox"/> 法人番号記入(13桁記入)欄がある		
	事業内容確認書【公表様式第2】 [正本1通]		
	<input type="checkbox"/> 申請年月日が記載されている		
	<input type="checkbox"/> 割当物品及び単位に○がされている		
	<input type="checkbox"/> 法人のみ記載の「他の法人の役員兼任欄」には、代表権者及びその他の役員全てが記載されている		
	<input type="checkbox"/> また、法人の関税割当の有無の欄が記載されている		
	「自ら輸入」した貨物(貨物名は問わない)の事実を証する書類 [各1通]		
申請日前1年間の通関実績(以下のどちらか) [写し1通]			
<input type="checkbox"/> 2通関以上50万円以上(CIF建て) <input type="checkbox"/> 1通関100万円以上(CIF建て)			
<input type="checkbox"/> (イ)輸入契約書又はこれに準ずる書類(輸出者の署名入り) [写し1通]			
<input type="checkbox"/> (ロ)輸入代金決済したT/T送金等の書類(外貨送金依頼書及び計算書の両方) [写し1通]			
<input type="checkbox"/> (ハ)輸入許可通知書等(次のいずれか一つ) [写し1通]			
<input type="checkbox"/> 輸入許可通知書			
<input type="checkbox"/> 輸入(納税)申告書(税関様式C5020号) ※税関の許可印が押されているもの			
<input type="checkbox"/> 国際郵便課税通知書(税関様式C5060号) ※配達郵便局の日付印が押されているもの			
<input type="checkbox"/> (ニ)輸入通関実績に係る貨物の輸送関係書類(以下のどちらか) [写し1通]			
<input type="checkbox"/> 船荷証券(B/L) <input type="checkbox"/> 航空運送状(AWB)			
<input type="checkbox"/> (ホ)輸入通関実績に係る貨物の仕入れ書(インボイス) [写し1通]			
法人の印鑑証明書 [原本1通]			
<input type="checkbox"/> 申請日前1ヶ月以内に交付されている			
法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る) [原本1通]			
<input type="checkbox"/> 申請日前1ヶ月以内に交付されている			
国税庁法人番号サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 [写し1通]			
<input type="checkbox"/> 申請書の法人番号、申請者名、住所と一致している			
事務所建物の <input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書(原本) 又は <input type="checkbox"/> 賃貸契約書(写し) [1通]			
<input type="checkbox"/> 賃貸契約書の契約者は申請法人名となっている			
個人事業者本人の印鑑登録証明書 [原本1通]			
<input type="checkbox"/> 申請日前1ヶ月以内に交付されている			
<input type="checkbox"/> 住所は、申請書の住所と一致している			
不動産登記事項証明書(原本)又は賃貸契約書(写し) [1通]			
<input type="checkbox"/> 自宅で営業している(<input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書(原本) 又は <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書(写し))			
<input type="checkbox"/> 事務所建物で営業している(<input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書(原本) 又は <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書(写し))			
<input type="checkbox"/> 自宅及び事務所建物で営業している(<input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書(原本) 及び <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書(写し))			
<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の契約者は申請者名となっている			
個人のみ	「令和元年分の所得税の確定申告B(第1表及び第2表)」及び「令和元年分収支内訳書」(青色申告者は「青色申告決算書」)の副本 [副本1通] ※審査後返却		
<input type="checkbox"/> 第一表職業欄に申請者要件に該当する事業名が記載されている			
<input type="checkbox"/> 第一表の収入金額等(事業・営業等)はゼロ以外になっている			
<input type="checkbox"/> (紙申請)の場合、税務署の文書收受印がある			
<input type="checkbox"/> (e-TAX)の場合、「電子申請等証明データシート」を印刷した書面、又は税務署受信時のメール明細を印刷した書面がある			
個人事業の開(廃)業等届出書 [原本1通] ※審査後返却			
<input type="checkbox"/> 税務署の收受印が令和元年10月31日以前となっている			
<input type="checkbox"/> 「職業」欄に、申請者要件に該当する事業が記載されている			
未成年者登記事項証明書 [原本1通]			
<input type="checkbox"/> 申請日前1ヶ月以内に交付されている			